

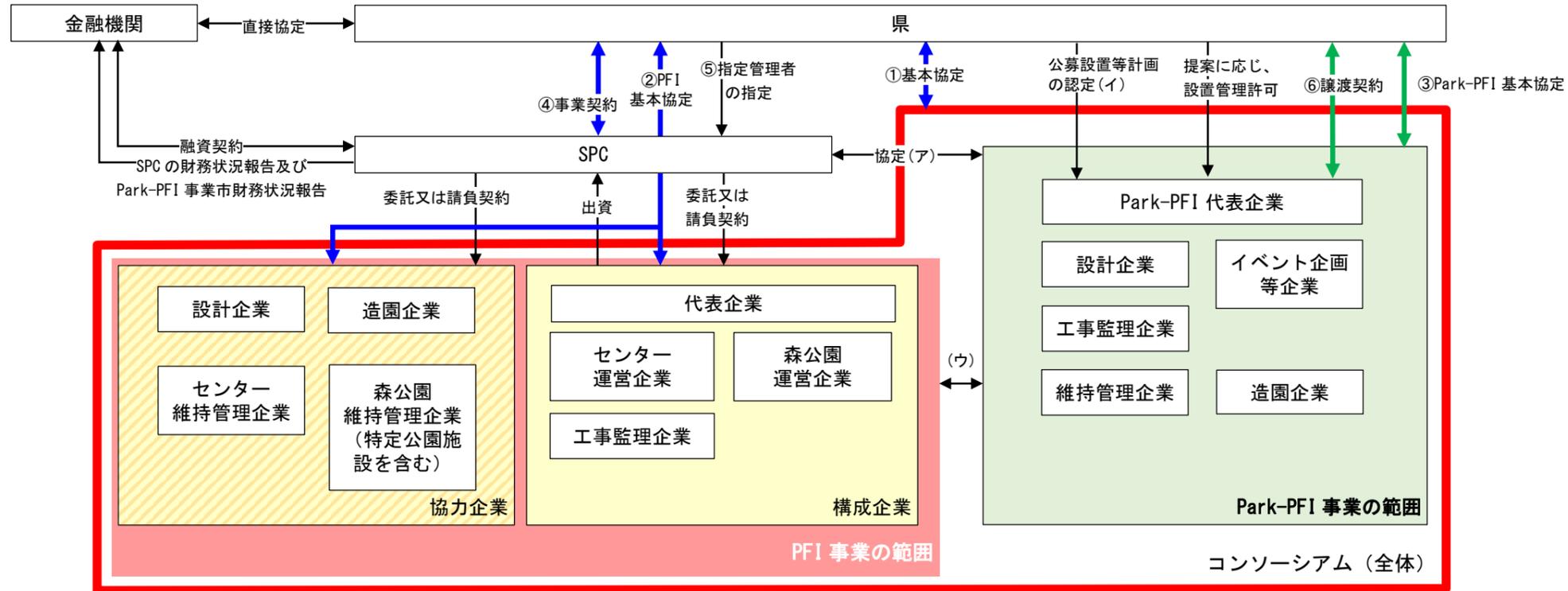
契約及び事業スキームに関する考え方

1. 本資料の位置づけ

本資料は、「入札説明書/第3章 / 3 / (2) 競争入札参加者の構成等」を補足するものであり、本事業の契約及び事業スキームの考え方を示すものである。

2. 契約形態について

本事業における契約形態のイメージ図を以下に示す。下図のコンソーシアム内の構成は、県の想定する内容であり、競争入札参加資格、入札参加者の資格要件、及び落札資格を満たすことを前提にコンソーシアムの構成内容を制限するものではない。



【上図の補足説明】

- (ア)：①基本協定を担保する証書として、SPC と Park-PFI 代表企業とで、本事業に対し互いに連携・セルフモニタリングを行うこと等、持続継続に資するための民間企業同士の協定を締結し、県に提出すること。
- (イ)：認定計画者は Park-PFI 代表企業とする。必要に応じ、計画の認定に基づく地位を承継する。(都市公園法 5 条の 8)
- (ウ)：各企業の兼務については入札および落札資格等を満たすことを前提に、これを妨げるものではない。

【入札説明書における基本協定 A～C について】

- ・ 基本協定 A とは上図の①基本協定のことをいう。
- ・ 基本協定 B とは上図の②PFI 基本協定のことをいう。
- ・ 基本協定 C とは上図の③Park-PFI 基本協定のことをいう。

3. 事業スキームについて

事業スキームに係る考え方は次のとおり。

